



# 原子力災害への実効性ある多重防護体制の構築

- 本県は複数の原子力発電所のUPZを抱え、原子力発電所から最短で約13km
- 万一の原子力発電所の事故に備え、実効性ある多重防護体制の構築が不可欠

【提案・要望先】内閣府、経済産業省、原子力規制委員会

## 1. 提案・要望内容

### (1) 能登半島地震を踏まえた多重防護体制の実効性向上

- 最新の活断層長期評価結果を踏まえた原子力発電所の耐震性の再検証
- 自然災害との複合災害時でも確実に避難できる避難経路確保への積極的な支援

### (2) 原子力防災対策への支援

- UPZ内外にかかわらず、地域の特性を踏まえた施策への財源措置の仕組みの構築
- 甲状腺被ばく線量モニタリングに関し、住民への説明方法やその後の健康調査、データ管理のあり方について、手引き等への早期反映

### (3) 原子力安全協定等の法定化

- 地域により異なる原子力発電所の安全協定の内容や再稼働に係る手続の法定化

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 能登半島地震を踏まえた多重防護体制の実効性向上

- 地震調査研究推進本部は、能登半島地震の発生を受け、海域活断層の長期評価等の早期公表を計画。その新たな知見を生かし、速やかな地震対策の再検証が必要。
- 能登半島地震で課題となった避難経路の確保は、原子力災害にも重要な教訓。

### (2) 原子力防災対策への支援

- 原子力発電所に対する不安感を払しょくするには、安全のみならず安心につながる防災対策が不可欠。これに対する県市職員の人件費等に係る財政措置の仕組みが必要。
- 甲状腺被ばく線量モニタリングについて、手引きの作成はなされたが、住民への説明方法、検査後の健康調査、データ管理方法等が定められておらず、医療機関等への理解を求めるためには、これらの明示が必要。

### (3) 原子力安全協定等の法定化

- 原子力発電所からの距離等に応じた影響評価に基づく安全確保のため、事業者との適切な関係の構築が必要。

## (1) 能登半島地震を踏まえた多重防護体制の実効性向上

### 【課題】

- ・能登半島地震に係る報道から、我が国の活断層長期調査はまだ途上であることが広く知られ、運転中の発電所に対しても未調査の活断層による影響を不安視する声。
- ・本県はUPZ内に山間部が多いことから、能登半島地震同様に避難路等の寸断を危惧。さらに「今後の原子力政策の方向性と行動指針」に掲げる防災体制の拡充として、立地県民の利用も想定した避難路の整備が必要。



能登半島地震道路被災状況

## (2) 原子力防災対策への支援

### ○原子力防災対策の推進

- ・原子力防災訓練の実施(災害対策本部事務局運営訓練(図上)、避難中継所設置展開訓練(実動))
- ・専門職員(原子力職)の採用(H25～)
- ・滋賀県原子力防災専門会議による助言
- ・県全域でリスクコミュニケーション推進(令和5年度実績 27回開催 707名参加)
- ・資機材整備(測定器約1,100点、資機材管理システム登録約10,000点)



災害対策本部事務局運営訓練  
(R5.11.7)



避難中継所設置展開訓練  
(R5.11.29,12.20)

### 【課題】

- ・原子力災害への県民の不安感を払拭するためには、広く・正しく・きめ細かな情報提供体制が必要。
- ・作成された手引き等には、住民への説明方法、検査後の健康調査、データ管理方法等が明示されておらず、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施体制の整備に支障。

## (3) 原子力安全協定等の法定化

### ○原子力事業者との情報共有体制強化

- ・県内全市町で構成する原子力安全対策連絡協議会で事業者の安全確保対策を共有。

### 【課題】

- ・原子力発電所からの距離等が同じであるにもかかわらず、原子力事業者との安全協定等の内容に差異がある。

担当：知事公室防災危機管理局原子力防災室  
TEL 077-528-3445  
健康医療福祉部健康危機管理課  
TEL 077-528-3584